

# 離婚届にもなう手続一覧

<b>離婚届</b>	提出先	1階④番窓口 町民課戸籍住民係	
	必要なもの	離婚届書：【協議離婚の場合】証人欄に証人2名（成人）の署名があるもの	
		戸籍謄本（本籍が本町以外の場合）	届出人の本人確認書類
		審判書等の謄本（裁判離婚の場合）等	

窓口	各窓口での手続	必要なもの	
1階③,④番 戸籍住民係 ☎2-8560	<input type="checkbox"/> 離婚後も婚姻中の氏を名乗る（離婚の届出から3ヶ月以内） ⇒ 離婚の際に称していた氏を称する届出	・届出人の本人確認書類	
	<input type="checkbox"/> 離婚に伴い住所を変更する ⇒ 転入・転居・転出届 ※離婚届だけでは住所の変更はできません		
	<input type="checkbox"/> マイナンバーカード（お持ちの方のみ） ⇒ 氏の書換え	・マイナンバーカード ・暗証番号	
	<input type="checkbox"/> 印鑑登録 登録している印鑑が旧氏名を表したものの場合、 登録は抹消（廃止）されます。 必要に応じて再登録の手続をしてください。	・本人確認書類 ・登録する印鑑 ・旧氏名の印鑑登録証	
1階⑤,⑥番 国保年金係 ☎2-8560	<input type="checkbox"/> 国民健康保険 ⇒ 氏名変更、保険の切替等	・保険証 ・来庁者の本人確認書類	
	<input type="checkbox"/> 後期高齢者医療（75歳以上の方） ⇒ 氏名変更等	・保険証 ・来庁者の本人確認書類	
	お子様がいらっしゃる場合	<input type="checkbox"/> 子ども等医療（中学生以下のお子様） ⇒ 保護者の氏名、保険証の変更等	・受給資格証 ・新しい保険証 ↳（保険証変更時のみ）
1階①番 児童福祉係 ☎2-8577	<input type="checkbox"/> 児童手当 ⇒ 廃止・変更手続（必要な場合のみ）	共通	受給者の ・マイナンバーカード ・本人確認書類 ・保険証 ・通帳
	<input type="checkbox"/> 児童扶養手当 ⇒ 受給手続	児童 扶養 手当	・上記4点 ・年金手帳 ・児童のマイナンバー ・受給者の戸籍謄本 （本籍が本町以外の場合）
1階①番 地域福祉係 ☎2-8561	<input type="checkbox"/> 福祉医療 <input type="checkbox"/> 自立支援医療	・福祉医療証    ・印鑑 ・自立支援医療受給者証	
	<input type="checkbox"/> 障がい者手当 <input type="checkbox"/> 障がい者手帳	・障がい者手帳 ・印鑑	
1階①番 高齢者福祉係 ☎2-4500	<input type="checkbox"/> 介護保険の認定を受けている方 ⇒ 氏名変更 （認定を受けていない方の手続はありません）	・受給資格証明書	
2階⑧番 地域振興課 ☎2-8570	<input type="checkbox"/> 隠岐航路・航空路運賃助成対象者諸証明書（島民割引カード） ⇒ 氏名変更	・旧氏名の割引カード ・本人確認書類	

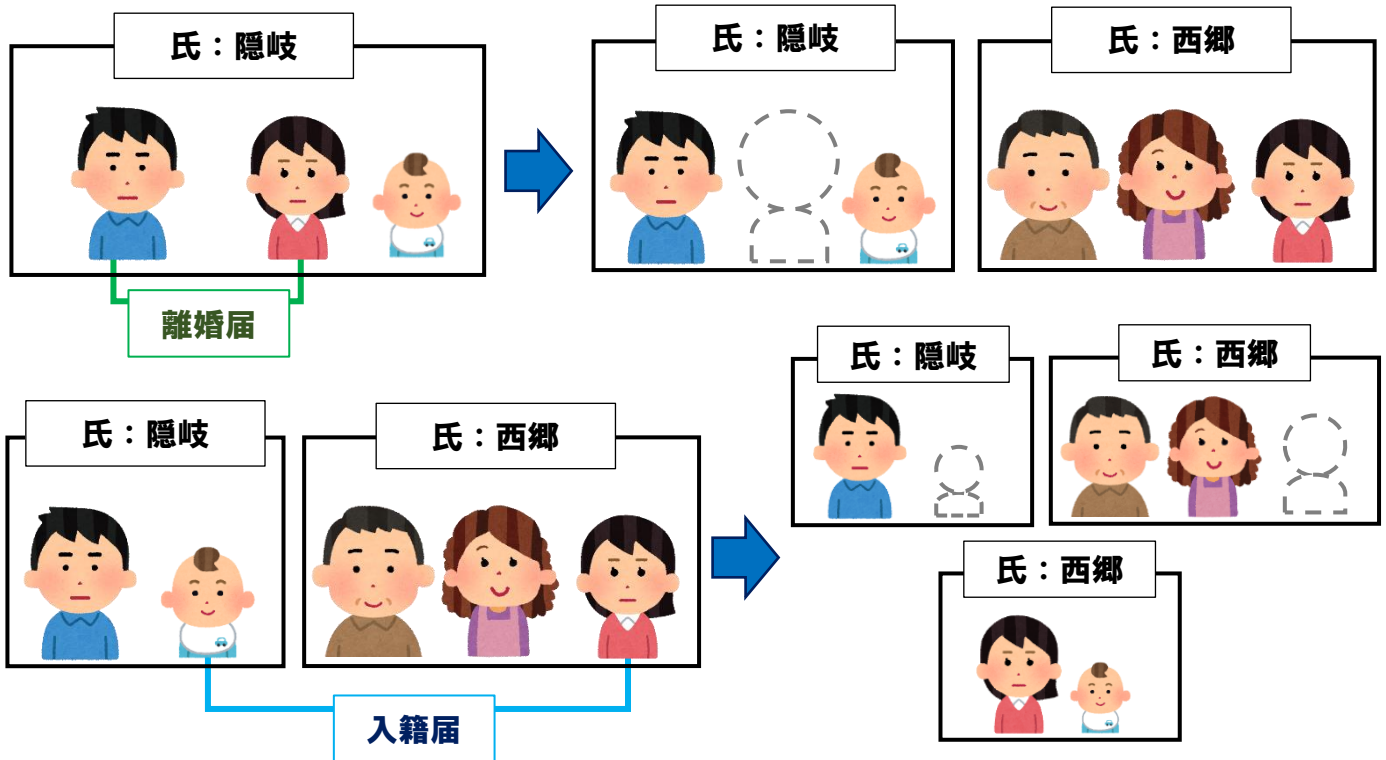
裏面に続きます

## お子さまがいらっしゃる夫婦が離婚するとき

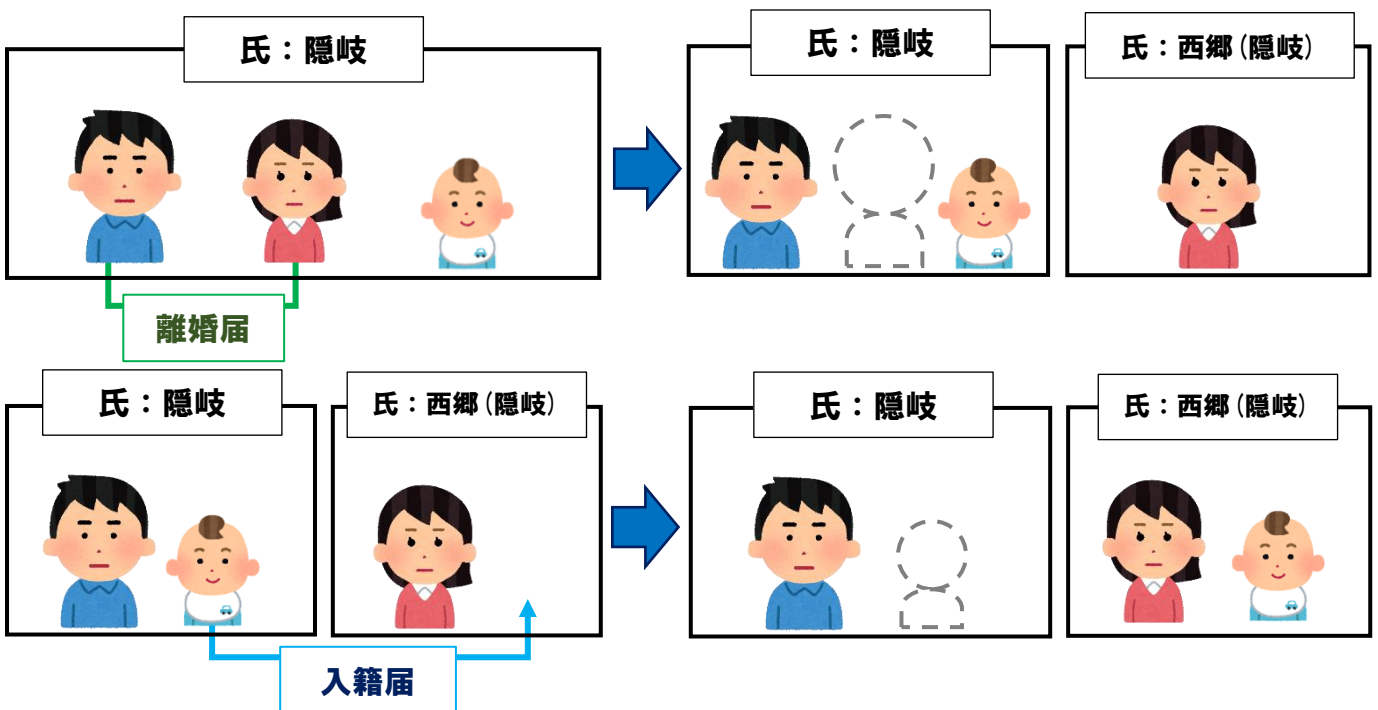
未婚のお子さまがいらっしゃる夫婦が離婚した場合、母（父）のみが夫婦の戸籍から抜け、お子さまは父（母）の戸籍に残ります。

子の氏を離婚後の母（父）と同じ氏にする（離婚後の母（父）の戸籍に入籍する）ためには、『入籍届』が必要です。※家庭裁判所の許可が必要な場合があります。

### ▼離婚後に母（父）が婚姻前の戸籍にもどったあと、お子さまと同じ戸籍になる場合



### ▼母（父）が離婚後に新しい戸籍を編成したあと、お子さまが同じ戸籍になる場合



★各種戸籍の届出については 1階④番窓口 町民課 戸籍住民係 までご相談ください。